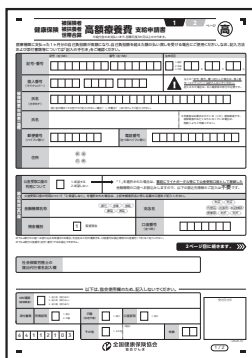


# 健康保険 被保険者 被扶養者 世帯合算 高額療養費 支給申請書 記入の手引き

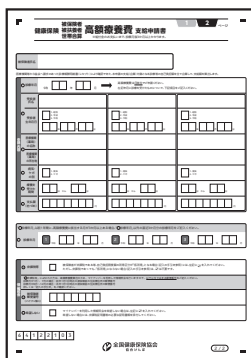
医療機関に支払った1か月の自己負担額が高額になり、自己負担限度額を超えた額の払い戻しを受ける場合にご使用ください。

申請書は2ページです。漏れなく正確にご記入ください。

1/2ページ



2/2ページ



申請書は、被保険者ご自身でご記入ください。

被保険者が亡くなっている場合は、相続人の方が申請者としてご記入ください。

添付書類(※1)をご用意ください。(コピーと指定していないものは原本が必要です。)

■自己負担限度額の所得区分が低所得になる方	■低所得者 (70歳未満) (※3)	●被保険者の(非)課税証明書(マイナンバーを利用した情報照会を希望しない場合のみ提出が必要です) (※2) 療養を受けた期間により、提出する(非)課税証明書の年度が異なります。 ・令和6年8月診療分～令和7年7月診療分:令和6年度(令和5年中の収入)の(非)課税証明書 ・令和7年8月診療分～令和8年7月診療分:令和7年度(令和6年中の収入)の(非)課税証明書
	■低所得者Ⅱ (70歳以上) (※3)	
	■低所得者Ⅰ (70歳以上) (※3)	●被保険者および被扶養者全員の(非)課税証明書(マイナンバーを利用した情報照会を希望しない場合のみ提出が必要です) (※2) 療養を受けた期間により、提出する(非)課税証明書の年度が異なります。 ・令和6年8月診療分～令和7年7月診療分:令和6年度(令和5年中の収入)の(非)課税証明書 ・令和7年8月診療分～令和8年7月診療分:令和7年度(令和6年中の収入)の(非)課税証明書
	■「限度額適用・標準負担額減額認定」の適用を受けることにより生活保護を必要としなくなる方	●「限度額適用・標準負担額認定該当」と記載された「保護却下通知書」もしくは「保護廃止決定通知書」

▼上記の添付書類の他、以下のケースに該当する場合、追加で添付書類が必要です。

■公的制度から医療費の助成を受け、窓口負担が減額されている方	●助成を受けた診療についての医療機関からの領収書のコピー
■被保険者が亡くなられ、相続人が請求する場合	●被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等

※1) 給付金の支給決定後は、ご提出いただいた書類の返却はできません。

※2) マイナンバーを利用した情報照会を希望する場合でも、協会けんぽがマイナンバーを未収録である場合や、照会の結果、情報を取得できない場合は、(非)課税証明書の提出が必要になる場合があります。

※3) 詳細は、4ページの「**3** 低所得者について」をご覧ください。

次ページに記入例があります。➔

ご提出・お問い合わせ先

申請書のご記入後は、協会けんぽ都道府県支部に郵便でご提出ください。  
 \*各支部の所在地・電話番号などは、協会けんぽホームページをご覧ください。



協会けんぽ

検索



**7** 高額療養費の申請は、ひと月(1日から末日)単位でご記入ください。月をまたいだ申請や複数月を記入しての申請はできません。

**8** 受診者ごとに、医療機関、薬局別にご記入ください。なお、医療機関を4か所以上受診されている場合、続紙として白紙の高額療養費支給申請用紙(2ページ目)をご用意いただき、ご記入ください。なお、本申請の支給(合算)対象となる診療等が確認できた場合は、自己負担額を全て合算して、支給額を算出します。(支給決定後に合算対象となる診療報酬明細書(レセプト)が確認できた場合は、追加で支給いたします。)

・「医療機関(薬局)の所在地」の詳細な住所が不明な場合は、市区町村までご記入ください。  
(例)東京都新宿区

・「療養を受けた期間」について詳細な日が不明な場合は、該当月の1日から末日までをご記入いただき、該当日が1日のみの場合は、双方に同一の日付をご記入ください。  
(例)01日から31日  
21日から21日

**9** 医療機関等で支払った額のうち保険診療分の金額(差額ベッド代などの保険外負担額や入院時の食事負担額などを除いた額)をご記入ください。

健康保険 被保険者 被扶養者 世帯合算 **高額療養費 支給申請書** 1 2 ページ

※給付金のお支払いまで、診療月後3か月以上かかります。

被保険者氏名 **協会 太郎**

医療機関等(7) 1か所のあった診療報酬明細書(レセプト)により確認できた、本申請の支給(合算)対象となる診療等の自己負担額を全て合算して、支給額を算出します。

① 診療年月 令和 06 年 01 月 → 高額療養費は月単位でご申請ください。記載年月に診療を受けたものについて、下記項目をご記入ください。

⑧ 受診者氏名	協会 太郎	協会 太郎	協会 花子
② 受診者生年月日	1. 昭和 2. 平成 3. 令和 61 年 01 月 22 日	1. 昭和 2. 平成 3. 令和 61 年 01 月 22 日	1. 昭和 2. 平成 3. 令和 62 年 02 月 20 日
③ 医療機関(薬局)の名称	〇〇病院	△△薬局	□□病院
④ 医療機関(薬局)の所在地	東京都新宿区四ツ谷〇〇	東京都新宿区四ツ谷△△	東京都新宿区□□
⑤ 病名・ケガの別	1. 病名 2. ケガ 01	1. 病名 2. ケガ 01	1. 病名 2. ケガ 21
⑥ 療養を受けた期間	01 日から 01 日	01 日から 01 日	21 日から 21 日
⑨ 支払った額(右づめ)	60000 円	33000 円	35000 円

⑦ 診療年月 1. 05 年 05 月 2. 05 年 08 月 3. 05 年 11 月

⑩ 非課税等  被保険者が非課税である等、自己負担限度額の所得区分が「低所得」となる場合(記入の手引き参照)には、左記に☑を入れてください。ただし、非課税であっても、「低所得」にならない場合(記入の手引き参照)は、☑は不要です。

⑪ 郵便番号 1050000

⑫ 希望しない場合は、非課税証明書の必要な証明書類を添付してください。

6 4 1 2 2 1 0 3

全国健康保険協会 協会けんぽ (2/2)

**10** 裏面「E 低所得者について」をご確認のうえ、いずれかに該当する場合は☑を入れてください。なお、70才未満の方は標準報酬月額53万円以上、70才以上の方は標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の場合は対象外のため、☑は不要です。

**11** ⑩「非課税等」に☑をした場合、マイナンバーを利用した情報照会を行いますので、郵便番号をご記入ください。診療年月によってご記入いただく郵便番号が異なる場合があります。(マイナンバーを利用した情報照会を希望しない場合、記入は不要です。)  
(例) 令和6年8月～令和7年7月診療分:令和6年1月1日時点の住民票住所の郵便番号  
令和7年8月～令和8年7月診療分:令和7年1月1日時点の住民票住所の郵便番号

**12** 裏面「E 低所得者について」のいずれかに該当し、マイナンバーを利用した情報照会を希望しない場合は、☑を入れ、非課税証明書類を添付してください。診療年月によって添付していただく非課税証明書の年度が異なります。  
(例) 令和6年8月診療分～令和7年7月診療分:令和6年度(令和5年中の収入)の(非)課税証明書  
令和7年8月診療分～令和8年7月診療分:令和7年度(令和6年中の収入)の(非)課税証明書  
なお、他の申請において、(非)課税証明書をすでに提出されている場合は、改めて添付いただく必要はありません。

# 高額療養費の支給要件等

詳細やご不明な点は、協会けんぽ都道府県支部へお問い合わせいただくか、協会けんぽホームページをご覧ください。

## 1 支給を受ける条件

同一月(1日から末日まで)に医療機関等の窓口で支払った **2 高額療養費の対象となる自己負担額** の世帯(被保険者とその被扶養者)での合計が **4 自己負担限度額** を超えた場合に、超えた額が高額療養費として支給されます。

自己負担額		計算対象外	
自己負担限度額	高額療養費	協会けんぽが負担する額	差額ベッド代、食事代等 (保険適用外の負担額)
医療費			

## 2 高額療養費の対象となる自己負担額

- 70歳未満の方が医療機関等の窓口で支払った自己負担額を次の①～⑦の項目ごとに区分した結果、1つの区分で、21,000円以上のもの

①受診月ごと      ②受診者ごと      ③医療機関ごと      ④医科と⑤歯科の別ごと  
⑥入院と⑦外来の別ごと(調剤薬局での自己負担額は処方箋を発行した医療機関の自己負担額に含まれます)

- 70歳～74歳の方が支払った自己負担額

## 3 低所得者について

下記のいずれかに該当する場合は低所得者となり、自己負担限度額が軽減されます。

①低所得者(70歳未満) <sup>(※1)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村民税の非課税者である被保険者とその被扶養者</li> <li>・低所得者の適用を受けることにより生活保護を必要としない被保険者とその被扶養者</li> </ul>
②低所得者Ⅱ(70歳以上) <sup>(※2)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村民税の非課税者である被保険者とその被扶養者</li> <li>・低所得者Ⅱの適用を受けることにより生活保護を必要としない被保険者とその被扶養者</li> </ul>
③低所得者Ⅰ(70歳以上) <sup>(※2)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者および被扶養者すべてが、収入から必要経費・控除額を引いた後の所得がない場合の被保険者とその被扶養者</li> <li>・低所得者Ⅰの適用を受けることにより生活保護を必要としない被保険者とその被扶養者</li> </ul>

(※1) 標準報酬月額53万円以上の方は、低所得者の適用にはなりません。

(※2) 標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方は低所得者の適用となりません。

## 4 自己負担限度額

年齢と所得区分により自己負担限度額が異なります。

- 70歳未満の方

被保険者の所得区分		自己負担限度額		多数回該当(※)
区分：ア (標準報酬月額83万円以上の方)		252,600円+(総医療費-842,000円)×1%		140,100円
区分：イ (標準報酬月額53万～79万円の方)		167,400円+(総医療費-558,000円)×1%		93,000円
区分：ウ (標準報酬月額28万～50万円の方)		80,100円+(総医療費-267,000円)×1%		44,400円
区分：エ (標準報酬月額26万円以下の方)		57,600円		44,400円
区分：オ ( <input checked="" type="checkbox"/> 低所得者についての①に該当する方)		35,400円		24,600円

- 70歳以上75歳未満の方

被保険者の所得区分		自己負担限度額		多数回該当(※)
		個人ごと(外来)	世帯ごと(入院を含む)	
現役並み所得者	区分：現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%		140,100円
	区分：現役並みⅡ (標準報酬月額53万～79万円で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%		93,000円
	区分：現役並みⅠ (標準報酬月額28万～50万円で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%		44,400円
	区分：一般 (現役並み・低所得者以外の方)	18,000円 【年間上限14.4万円】	57,600円	44,400円
	区分：低所得者Ⅱ ( <input checked="" type="checkbox"/> 低所得者についての②に該当する方)	8,000円	24,600円	—
	区分：低所得者Ⅰ ( <input checked="" type="checkbox"/> 低所得者についての③に該当する方)	8,000円	15,000円	—

(※) 診療月以前から1年間に3回以上の高額療養費の支給を受けた(受けられる)場合は、多数回該当となり4回目から自己負担限度額が軽減されます。

## 申請期限

健康保険給付を受ける権利は、受けることができたようになった日の翌日(消滅時効の起算日)から2年で時効になります。高額療養費の消滅時効の起算日は、診療月の翌月1日です。